



まん延防止等重点措置発出に対する対応

2022年1月21日

日本ソフトウェア株式会社

広報室

標題の件につきまして、感染力の高い新型コロナウイルスのオミクロン株感染拡大を受けて、政府は東京、神奈川、千葉、埼玉など13都県にまん延防止等重点措置を新たに適用することとなりました。期間は1月21日から2月13日までです。このような状況を踏まえ、会社としての対応を令和4年1月21日から令和4年2月13日までの運用を下記の通り対応致します。お客様やお取引先の皆さまには大変ご迷惑をおかけいたしますが、何卒ご理解賜りますようお願い申し上げます。

— 記 —

1. 全社共通

令和4年1月21日から令和4年2月13日までの運用に関し、以下の対応を実施致します。

- (1). 混雑している場所や時間をさけた行動。
- (2). 不要不急の都道府県間の移動の自粛。
- (3). 感染対策が徹底されていない飲食店等や営業時間短縮の要請に応じていない飲食店等の利用を厳に控えること。
- (4). 感染リスクの高い「3つの密」、「感染リスクが高まる『5つの場面』」といった場面の回避（会食等の自粛）。
- (5). マスク着用、手洗いの徹底、ソーシャルディスタンス確保。

2. 本社紀繁ビル勤務者に関して

本社紀繁ビル勤務者の対応について、以下の通り運用を改定致します。

- (1). 紀繁ビルへの出勤率50%に維持できるよう在宅勤務を行います。但し、事業の継

続に必要な場合はこの限りではありません。

- (2). 紀繁ビルへの外部来訪者の来社は全面禁止させていただきます。
- (3). 国内出張は禁止させていただきます。

詳細は別紙2. 令和4年1月21日付「新型コロナウイルス感染防止を目的とした運用の改定」の通りと致します。

3. お客様常駐者に関して

お客様常駐者の対応は、以下の通りと致します。

- (1). 原則として、お客様の方針に従います。
- (2). 弊社は、各部署単位でスタッフの常駐先の状況を把握することに努めます。

以下余白

新型コロナウイルス感染防止を目的とした運用の改定（お客様常駐者）

No.	項目	2020.5.31までの間	2020.6.1から2020.6.30までの間	2020.7.1から2022.1.20までの間	今回改定後(2022.1.21から2022.2.13迄) (まん延防止等重点措置解除迄)
1	時差勤務	① 原則として、お客様の方針に従う。 ② お客様の方針が不明の方は、NSK所属部門の部課長、またはNSK担当営業に問合せ。 ③ 但し、前項①のお客様の方針について懸念事項等がある場合は、お客様に対して必要な申入れを行う。	継続する。	継続する。	① 原則として、お客様の方針に従う。 ② お客様の方針が不明の方は、NSK所属部門の部課長、またはNSK担当営業に問合せ。 ③ 但し、前項①のお客様の方針について懸念事項等がある場合は、お客様に対して必要な申入れを行う。
2	在宅勤務	① 原則として、お客様の方針に従う。 ② お客様の方針が不明の方は、NSK所属部門の部課長、またはNSK担当営業に問合せ。 ③ 但し、前項①のお客様の方針について懸念事項等がある場合は、お客様に対して必要な申入れを行う。 ④ 在宅勤務実施に伴う通勤手当の取り扱い通達東経第20028号、及び20029号に基づいた対応とする。	継続する。	継続する。	① 原則として、お客様の方針に従う。 ② お客様の方針が不明の方は、NSK所属部門の部課長、またはNSK担当営業に問合せ。 ③ 但し、前項①のお客様の方針について懸念事項等がある場合は、お客様に対して必要な申入れを行う。 ④ 在宅勤務実施に伴う通勤手当の取り扱い通達東経第20028号、及び20029号に基づいた対応とする。
3	外部への訪問の制限	① 原則として、お客様の方針に従う。 ② お客様の方針が不明の方は、NSK所属部門の部課長、またはNSK担当営業に問合せ。 ③ 但し、前項①のお客様の方針について懸念事項等がある場合は、お客様に対して必要な申入れを行う。	継続する。	継続する。	① 原則として、お客様の方針に従う。 ② お客様の方針が不明の方は、NSK所属部門の部課長、またはNSK担当営業に問合せ。 ③ 但し、前項①のお客様の方針について懸念事項等がある場合は、お客様に対して必要な申入れを行う。
4	来訪者の制限	お客様の方針に従う。	継続する。	継続する。	お客様の方針に従う。
5	換気	お客様の方針に従う。	継続する。	継続する。	お客様の方針に従う。
6	会議室の利用制限	お客様の方針に従う。	継続する。	継続する。	お客様の方針に従う。
7	ミーティングスペースの利用制限	お客様の方針に従う。	継続する。	継続する。	お客様の方針に従う。
8	給湯室の利用制限	お客様の方針に従う。	継続する。	継続する。	お客様の方針に従う。
9	レベル1、2における経営戦略会議、経営会議の開催	テレビ会議での開催を原則とし、お客様常駐者の帰社による開催を禁止。環境等の理由によりテレビ会議での開催が不可能な場合は、電話、及びEメールを活用した質疑応答を実施。なお、会議議事録は、開催、または質疑応答の単位で発行する。	継続する。	継続する。	テレビ会議での開催を原則とし、お客様常駐者の帰社による開催を禁止。環境等の理由によりテレビ会議での開催が不可能な場合は、電話、及びEメールを活用した質疑応答を実施。なお、会議議事録は、開催、または質疑応答の単位で発行する。
10	幹部会の開催	休止。	再開する。但し、プレゼンテーションルームの利用制限(10人まで)に基づき、テレビ会議の参加を可能とする。	継続する。	開催する。但し、プレゼンテーションルームの利用制限に基づき、テレビ会議の参加を可能とする。
11	マスクの装着	お客様の方針に関わらず、義務付け。	継続する。	継続する。	お客様の方針に関わらず、義務付け。
12	居室入室前の手指消毒	お客様の方針に従う。	継続する。	継続する。	お客様の方針に従う。
13	居室、及びトイレのドアノブの消毒	お客様の方針に従う。	継続する。	継続する。	お客様の方針に従う。

新型コロナウイルス感染防止を目的とした運用の改定（お客様常駐者）

14	国内、及び海外出張	① 原則として、お客様の方針に従う。 ② お客様の方針が不明の方は、NSK所属部門の部課長、またはNSK担当営業に問合せる。 ③ 但し、前項①のお客様の方針について懸念事項等がある場合は、お客様に対して必要な申入れを行う。	継続する。	継続する。	① 原則として、お客様の方針に従う。 ② お客様の方針が不明の方は、NSK所属部門の部課長、またはNSK担当営業に問合せる。 ③ 但し、前項①のお客様の方針について懸念事項等がある場合は、お客様に対して必要な申入れを行う。
15	居室における座席配置	① 原則として、お客様の方針に従う。 ② お客様の方針が不明の方は、NSK所属部門の部課長、またはNSK担当営業に問合せる。 ③ 但し、前項①のお客様の方針について懸念事項等がある場合は、お客様に対して必要な申入れを行う。	継続する。	継続する。	① 原則として、お客様の方針に従う。 ② お客様の方針が不明の方は、NSK所属部門の部課長、またはNSK担当営業に問合せる。 ③ 但し、前項①のお客様の方針について懸念事項等がある場合は、お客様に対して必要な申入れを行う。